

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成28年4月11日（月）午後3時00分～午後3時30分
 2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
 3. 出席委員 （16名）

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	松田 榮義	7	梅田 昌宏	13	速水 保
2	奥本 正嗣	8	稲岡 丈介	14	今村平治郎
3	寺田 勉	9	水井 豊	15	中江 彰
4	藤本 佳昭	10	増田 武雄	16	藤岡 秀信
5	高井 信安	11	森本 輝雄	17	欠席
6	弓場 一郎	12	藪内 聿彦		

4. 欠席委員 （1名） 17番、中島恵敏

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農地法第4条規定による申請の件

議第3号 農地法第5条規定による申請の件

議第4号 農地法第18条第6項規定について通知の件

議第5号 その他

1) 生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明について

2) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号規定による転用届出の件

3) 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 仲川博通

事務局補佐 龍 節子

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から4月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は、委員17名中16名で定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告致します。

（会長あいさつ）

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

（異議なしの声有り）

議長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に11番、森本委員さんと12番、藪内委員さんのお二人を指名致します。続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局

の仲川局長と龍補佐を指名しますので、よろしくお願ひ致します。

議 長

それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。まず、議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、お手元の議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、交換による所有権移転及び賃貸借権の設定並びに使用貸借権の設定による移動でございます。番号1番、申請地、大字松塚□□□番地(田)724㎡、借受人、大字松塚□□□□、貸出人、大字松塚□□□□、賃貸借権の設定による異動で、申請理由は、規模拡大のためでございます。借受人の耕作地面積は、2,217㎡と下限面積は満たしております。場所は、部会現地調査順序表第□番目、近鉄松塚駅より□□へ約150mのところでございます。番号2番、申請地、大字磯野□□□番1(田)989㎡、借受人、片塩町□□ □、貸出人、磯野町□□□□、使用貸借権の設定による異動で、申請理由は、規模拡大のためでございます。借受人の耕作地面積は、2,130㎡と下限面積は満たすこととなります。場所は、部会現地調査順序表第□番目、磯野市営住宅より□へ約150mのところでございます。番号3番、申請地中三倉堂二丁目□□□番3(田)547㎡、譲受人、片塩町□□ □、譲渡人、中三倉堂一丁目□□□□、交換による所有権の移転でございます。譲受人の耕作地面積は、2,130㎡と下限面積は満たすこととなります。場所は、部会現地調査順序表第□番目、浮孔小学校より□へ約50mのところでございます。番号4番、申請地、中三倉堂二丁目□□□番2(田)547㎡、譲受人、中三倉堂一丁目□□□□、譲渡人、片塩町□□ □、交換による所有権の移転でございます。譲受人の耕作地面積は、2,889.61㎡と下限面積は満たしております。場所は、部会現地調査順序表第□番目、浮孔小学校より□へ約50mのところでございます。以上、議第1号につきましては4件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。まず、権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、それぞれの受人又はその世帯員の耕作に必要な機械の保有状況、農作業の従事者数等からみて、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況又は管理状況からして、今回取得する農地も含め、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと判断致します。次に、権利の取得後、耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件につきましては、それぞれの申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からしても、それぞれの受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、それぞれの申請者又は世帯員等の耕作の内容及び耕作規模からしても、農業上の総合的利用には、いずれも従来のとおり支障がないものと考えます。以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可用件のすべてを満たすと判断致します。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長

なしとの声がありましたので採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。続いて、議第2号を議題と致

します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第2号、農地法第4条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域内の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。番号1番、申請地、大字出□□□番5（田）63㎡及び大字出□□□番3（田）267㎡、申請人、大字出□□□□、転用目的は、農業用倉庫への転用でございます。場所は、部会現地調査順序表第□番目、出郵便局より□へ約200mのところであります。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。以上、議第2号につきましては1件の申請でございます。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 それでは、農地部会の審議内容を報告させていただきます。4条大字出の農業用倉庫への転用の申請であります。農業用倉庫を建て替えるための申請です。届出をせずに倉庫を建てられていた部分を取り壊し、新たに申請して建築されるためです。申請地の現況としては、更地の状態であり、周囲の状況として東側は住宅、西側は里道と水路、南側は申請者の農地、北側は申請者の住宅です。東側の農地の□□さんより同意は頂いております。コンクリートで土留めをして造成されます。雨水は西側の水路に排水される計画です。農地部会としては、無断転用をされてはいましたが、今回是正するための申請でありますので、やむを得ないものと判断致しました。以上、農地部会での審議結果を報告させていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 大字出の申請につきまして、農地の区分につきましては、周辺の農地が10ha未満で、家屋が密集した区域の中の農地で、第2種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の残高証明書の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次の、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手ということですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用目的からして妥当な面積であると判断致します。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議第2号について何かご意見、ご質問のある方は挙手をお願い致します。

（なしの声有り）

議長 ご質問等がないようですので、採決致します。この議第2号、農地法第4条規定による申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、議第2号については、県へ送付することに決定致します。次に、議第3号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書2ページをお願い致します。議第3号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域の農地を売買による所有権移転及び使用貸借権の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。番号1番、申請地、大字吉井□番1（田）2,059㎡、譲受人、奈良市（株）□□□□□□□□、譲渡人、大字西坊城□□□□、申請地は、売買による所有権移転で、戸建専用住宅への転用申請でございます。場所は、部会現地調査順序表第□番目、天満診療所より□□へ約300mのところあります。番号2番、申請地、大字田井□□番5（田）213㎡、借受人、香芝市□□□□、貸出人、大字

田井□□□□、申請地は、使用貸借権の設定により、一戸建専用住宅への転用申請でございます。場所は、部会現地調査順序表第□番目、近鉄浮孔駅より□□へ約250mのところであり、ます。以上、議第3号につきましては2件の申請で、いずれも申請に伴う書類等は具備致しております。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 　それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。大字吉井の戸建専用住宅への転用についてですが、開発して住宅10戸を建築される計画で、申請地の現況は休耕されております。また、周囲の状況は、東側は里道、西側は道路、南側はJAの倉庫、北側は水路を挟んで道路です。排水は、各戸に浄化槽を設け、雨水とともに北側水路に排水されるようです。水利組合の同意をもらっておられ、農地部会では妥当な申請であろうとの審議結果でした。続いて、大字田井の戸建専用住宅への転用ですが、両親の近くに家を建てたいための申請で、住宅1戸を建築する計画です。申請地の現況は畑として耕作されており、周囲は、東側、北側は父親の農地、南側は道路で、西側は農地で同意は頂いております。造成はコンクリートブロックで土留めし、排水は合併浄化槽を設け雨水と共に南側の水路に排水される計画です。地元水利の同意も頂いておりますので、農地部会では妥当な申請であろうとの審議結果でした。以上、2件の農地部会での審議内容を報告させていただきました。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 　それでは説明させていただきます。大字吉井の申請地ですが、水管、ガス管の埋設された道路に面した農地で、農地区分は第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は融資会社の借入資金でまかなう計画で、資金融資証明書が添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、申請者からの聴取によりまして、許可後よりすぐに着手とのことですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的、事業規模からしても妥当な面積であると判断致します。続いて、大字田井の申請地ですが、農地区分は第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金と借入金でまかなう計画で、通帳の写し並びに金融機関の事前審査結果の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後よりすぐに着手とのことですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的からしても妥当な面積であると判断致します。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第3号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議 長 　ご意見、ご質問などが無いようですので、採決致します。議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議第3号は県へ送付することに決定致します。続いて議第4号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第4号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。本件は、農地の耕作について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったもので

ございます。番号1番、申請地、大字松塚、□□□番地(田)1,181㎡、借受人、大字松塚□□□□、貸出人、大字松塚□□□□、解約理由は、規模縮小のためでございます。以上、議第4号につきましては1件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

(なしの声あり)

議 長 　なしとの声がありましたので、議第4号は事務局処理と致します。

議 長 　次に入ります。議第5号、その他の1番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議案書3ページをお願い致します。議第5号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願い出をされたものであり、市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。番号1番、買取り申出の農地、曾大根二丁目□□□番1(田)792㎡及び甘田町□□□番3(畑)818㎡、申出者、檀原市東坊城町□□□、買取り申出事由の生じた者、田井新町□□□、買取り申出事由は、死亡のためでございます。なお、その他申請書類は具備致しております。本件の農業の主たる従事者の確認をするにつきましては、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、平成28年3月25日に事実確認調査を致しております。また、本件の調査確認と致しまして、本人が農地基本台帳に登録されていること、また、買取り申出農地を現地調査により、本人が農地として耕作されている事の確認、さらに、本人が農業に従事されていたことの確認をしています。以上の審査の結果□□□さんが、生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断をしています。決定を頂きますと、申出者に証明書を交付致しますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問などのある方は挙手をお願い致します。

(意見、質問なし)

議 長 　ご質問などが無いようですので採決致します。それでは、議第5号、その他の1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議第5号、その他の1番については、事務局処理に決定致します。

議 長 　次に入ります。議第5号、その他2番、専決処分の報告について報告第1号及び報告第2号を議題と致します。事務局より説明を願います。

事務局 　議第5号、その他2番、専決処分の報告についての報告第1号、報告第2号続けて説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、それぞれの市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。なお、今回議案と致しましたのは、いずれも平成28年2月26日から平成28年3月25日までに届出があった案件でございます。まず、農地法第4条第1項第7号規定による転用届出の件について説明致します。番号1番、転用届出地、大字市場□□□番地(田)2,103㎡、届出人、御所市□□□□□、一戸建専用住宅への転用届出であります。平成28年3月31日に確認委員さんの藤岡委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類等も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。以上、農地法第4条関係1件の専決処分の事後報告でございます。続いて、議案書4ページをお願い致します。報告第2号、農地法第5条第1項第6号規定による転用届出の件について説明致します。番号1番、転用届出地、東中二丁目□□

□番地（田）1,082㎡、譲渡人、東中一丁目□□□□、転用届出地、東中二丁目□□□番地（田）1,131㎡、譲渡人、東中一丁目□□□□、いずれも譲受人は榎原市（有）□□□□□□□□□□、いずれも売買による所有権移転で、戸建専用住宅への転用届出であります。平成28年4月1日に確認委員さんの寺田委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類等も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして、専決処理を行ったものでございます。以上、第5条関係1件2筆の専決処分の報告でございます。

議 長 　ただ今、事務局より専決処分の報告第1号及び報告第2号の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願いします。

議 長 　ご質問などがございませんので、報告第1号及び報告第2号を終わります。確認委員の藤岡委員さん、寺田委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございます。

議 長 　続きまして、議第5号、その他の3番、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 　議第5号、その他の3番、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について説明させていただきます。この件につきましては、先月の委員会で、藤本農政部長よりご説明頂きましたが、本来3月の委員会におきまして平成27年度の活動計画の点検・評価と平成28年度の活動計画（案）の内容についてご審議して頂き、30日間ホームページ等に掲載して農業者の方々から寄せられましたご意見などを点検、評価、活動に反映して、5月の委員会にお諮りすることとなっておりますが、前回ご説明させて頂きましたように、平成28年度の活動計画の様式の内容が一部変更になるとの通知がありましたが、先月の委員会に間に合わず、今月の委員会に再度お諮りさせて頂くこととなったところでございます。一部変更された内容の詳細につきましては、お手元の活動計画の「Ⅰ、農業委員会の状況の1農家・農地等の概要」について以前の様式をさらに詳細に細分されております。次に、次のページの「Ⅲ、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」1「現状及び課題」の「新規参入の状況」欄及び2「平成28年度の目標及び活動計画」の「参入目標数」の欄が新たに追加されております。以前の様式と比較しますと、一見大幅に変更されたように見受けられますが、これは表示方法と記載されている位置が変わったもので、大半は以前と同じ内容となっておりますので、今一度お目を通し頂きまして、何かご意見等ございましたら事務局までご報告頂ければ、ご意見として盛り込ませて頂きますのでよろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

（なしの声多数）

議 長 　異議なしとの声がありましたので採決致します。それでは、議第5号、その他の3番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第5号、その他の3番については、市のホームページ等に30日間掲載し、農業者より意見を聴取し、点検・評価、活動計画等に反映し、6月の委員会においてお諮りさせていただきますのでよろしくお願い致します。なお、何かご意見等がございましたら事務局まで早急にご連絡をお願い致します。

議 長 　議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。他にないようですので、これで4月の定例委員会を終らせて頂きます。委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の

規定によりここに署名する。

議 長	松田 榮義
署名委員	森本 輝雄
署名委員	藪内 聿彦